

せんせいふやそう！ にご協力下さい —すべての子どもたちにゆきとどいた教育を—

和歌山県では六人に一人の教職員が「過労死ライン」

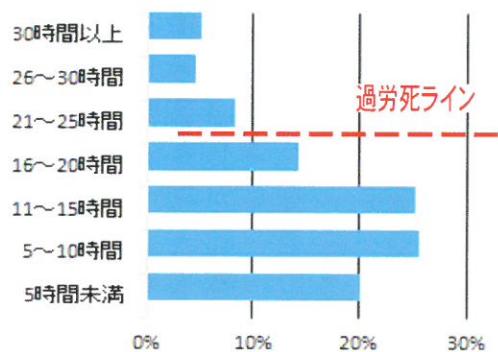
今、学校の多忙化が大きな社会問題になっています。

和歌山県教職員組合の調査では、ほぼ六人に一人の教職員が、月八〇時間のいわゆる「過労死ライン」を超えて時間外に働いていることが分かりました（小・中・障害児学校、回答者一、六二〇人）。

文部科学省のガイドライン等で上限とされる「月四五時間」を超える教職員は、六割にのぼります。

アンケートには、「いくらやつても仕事が終わりません。しないです」（小学校教員二〇代）など、悲鳴のような声が寄せられています。また「いちばん大切な授業づくり、教材研究の時間が削られている気がする」（障害児学校教員三〇代）など、子どもや授業への影響も出ています。

教職員の1週間あたりの時間外勤務時間



教職員増員のために署名にご協力下さい

文部科学省や県教育委員会は「学校における働き方改革」として、出退勤時間の把握、会議や学校行事などの精選、教職員の意識改革などを進めてきましたが、状況は変わっていません。一年単位の変形労働時間制を導入できる法改正も行われようとしていますが、現実的ではありません。

私たちは、この深刻な多忙状態を解決するためには、教職員の増員が絶対的に不可欠であると考えています。そのためには、国の教育予算を増やすことが必要ですが、政府はそれには背を向けています。また県も独自で教職員を配置しようとしていません。

スマホのバーコードリーダーをかざすと署名の画面につながります。
左のQRコードからネット署名をご協力いただくなさってください。

教職員の健康を守り、すべての子どもたちにゆきとどいた教育が行われるために、教職員増員のための署名にご協力を願います。

スマホのバーコードリーダーをかざすと署名の画面につながります。



教職員勤務実態アンケートからみえてきたもの

中学校では八割以上が休日出勤

アンケートから、土日など休日に出勤している教職員の実態も明らかになりました。

全体では半数以上の教職員が月当たり一日以上、休日に出勤しています（下表）。クラブのある中学校は多く、八割以上が一日以上出勤し、五日以上出勤している人は約二五%、月七～八日の休日出勤でほぼ休みのない人も六%いました。

小学校では、休日出勤が常態化したのは最近のことです。「残業、休日出勤しないと仕事が追いつかない状況です。精神的にも参っています」（小学校教員五〇代）などの声があがっています。中学校のクラブについては「あり方を考え直す必要がある」（中学校教員二〇代）、「一人だけで顧問をもつのは厳しい」（中学校教員五〇代）などの声がありました。

「働き方改革」といわれても、進まない現状

文科省も県教委も「学校における働き方改革」を進めていますが、「年々忙しくなる」という状況はほとんど変わっていません。

「早く帰宅するように促されますが、その分土日に仕事に来ることが多くなりました」
（中学校教員五〇代）

「早く帰るよう言われますが、仕事の量が変わらないのでその分持ち帰りです。英語教育やプログラミング教育などが増えて、授業準備に追われる毎日です」
（小学校教員四〇代）

「やらなければいけないことが増えているのに、退勤を促されると困ります」
（小学校教員二〇代）

「『働き方改革』と言ひながら改善なし」
（障害児学校教員六〇代）

小学校の外国語科の導入、プログラミング教育など新しい学習内容が増え、負担になっています。

「子どもや授業への影響も深刻

多忙が、子どもや授業に及ぼす影響について多くの教職員が意見を述べています。

「人手が足りず、子どもが不利益を被る現状が辛く、心が痛みます」
（小学校臨時教職員四〇代）

「こんな状態が続くと子どもたちにしわ寄せがいくと思う」
（小学校事務職員五〇代）

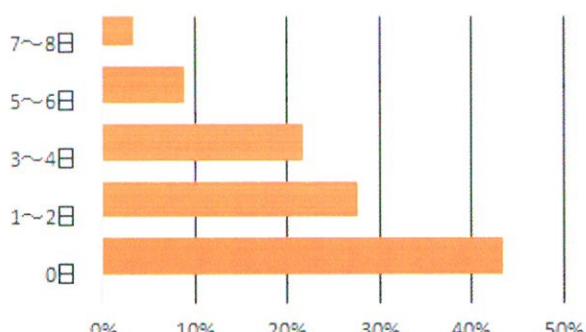
「多忙解消をしなければ、子どもたちに向き合う時間がとれません。まず人を増やすことを望みます」
（中学校教員二〇代）

「雑務が増えれば教材研究の時間が減り、授業の質に影響するということに、県教委は気づいてください」
（障害児学校教員三〇代）

教職員の多忙化は、教職員だけの問題ではなく、子どもたちの教育にも関わる重大な問題です。また、そのことで心を痛める教職員もたくさんいます。調査では八五%の教職員が「多忙は子どもに悪影響がある」と答えました。

日本の教育費は、国際的にもOECD加盟国の中で最低です（GDP比）。教育予算を増やして、教職員増員を求める私たちの運動にご協力を願います。

1ヶ月あたりの休日出勤の日数
(小・中・障害児学校)



本来はどうなっているの？ 教職員の勤務時間

教職員にも、1日8時間以内、週40時間以内という労働基準法の労働時間規制が適用されています。

ただし、教員の時間外労働については次の4項目に関する業務に限られ、それ以外は命じられないことになっています。それは ①生徒の実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害等で、なおかつ臨時または緊急の場合とされています。

教員に支払われている教職調整額は、教員の「勤務の態様の特殊性に鑑み」支給されているもので、仮に残業代の代わりだとしても月7時間分ほどにしかなりません。

実際は、4項目以外の様々な業務が膨らみ、教員の時間外労働は歯止めのない状態となっています。